

国立大学法人群馬大学特殊廃水処理要項

平成16. 4. 1 制定

改正 平成17. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1

(目 的)

- 1 この要項は国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の排水の中に、人の健康に係る有害物質が排出されることを防止し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、特殊廃水の処理方法等必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

- 2 この要項において「特殊廃水」とは、「人の健康の保護に関する環境基準」に定める物質、水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質、酸、アルカリ、銅、亜鉛、溶解性マンガン及びフッ素を含む排水をいう。

(研究室等における遵守事項)

- 3 本学の研究室，検査室，学生実験室等において特殊廃水を処理する場合は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 次の分類に従い希釈することなく分別貯留すること。

貯留の分類	内 容
A	水銀の化合物を含む溶液
B	ヒ素の化合物を含む溶液
C	カドミウム，クロム，鉛，銅，マンガン，鉄，ニッケル，亜鉛，ビスマス，アンチモンの化合物を含む溶液
D	フッ素及びリン酸（5%以上）を含む溶液（有機リンを除く）
E	シアン化合物を含む溶液（NaCN，KCN等）
F	シアン錯体を含む溶液
G	廃アルカリ溶液（5%以上）
H	廃酸溶液（5%以上）
I	写真のための廃液

(ア) 固形物は，混入しないこと。（60メッシュ以上のものは搬入前に取り除くこと。）

(イ) 水銀廃液については，有機水銀，金属水銀及びアマルガムを含まないこと。

(ウ) 放射性物質を含まないこと。

(エ) 病原菌及び発ガン性物質を含まないこと。

(オ) ベリリウム，タリウム，オスミウム，テルル，セレン等作業中に健康障害を引き起こすものを含まないこと。

(カ) 有機物が含有される場合は，処理不能又は処理不完全となるので，有機物は，取

り除くか，又は分解して貯留すること。

(キ) シアン廃液については，単純シアン化合物のアルカリ性とし，貯留すること。

(2) 前号の規定にかかわらず，次の処理を行った特殊廃水は，多量の水に希釈して放流することができる。

(ア) 有機リン化合物を含む特殊廃水にあつては，pH12以上の強アルカリ性とし，24時間以上放置し中和したもの

(イ) 5%以下の廃酸，廃アルカリにあつては，他の有害物が混入していないことを確認の上中和したもの

(3) 特殊廃水は，学部等名，学科名，講座名，研究室名等を付した指定容器に入れ密封状態で各学部等所定の特殊廃水置場に指定の日時に搬出すること。

(4) 搬出時には，貯留カードを提出すること。

(5) 水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質を取り扱う場合は，次に掲げる事項を行うこと。

(ア) 洗浄液，すすぎ水についても指定容器に回収すること。

(イ) 有害物質使用特定施設について年1回定期点検を行うこと。

(要項の改廃)

4 この要項の改廃は，国立大学法人群馬大学施設・環境推進室の議を経て行う。

附 則

この要項は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，平成27年4月1日から施行する。